

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程に入る前に、議事日程の変更についてお諮りいたします。

本日の一般質問者の順序を、最初に澤山美恵子君、次に下村義則君に変更したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

澤山美恵子君の質問を許します。澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） おはようございます。新風会の澤山美恵子でございます。

きょうはあいにく雪となりました。厳しい冬がまいります。インフルエンザ、風邪など引かないよう、健康に気をつけてお正月をお迎えください。

それでは、通告書に従い、議長のお許しが出たので、質問に入らせていただきます。

一つ目の質問は、災害公営住宅の家賃についてでございます。

災害公営住宅で、政令月収が15万8,000円以上の収入超過世帯の家賃高騰が問題になっております。災害公営住宅には、震災特例で収入要件が緩和され、一定以上の収入がある世帯でも入居できるとされておりますが、入居後も収入超過の状態が続けば、入居4年目から家賃が上がり始め、民間賃貸住宅並みとされる近傍同種家賃になることもあるようです。

先日ある新聞に、近隣市町の近傍同種家賃が紹介されておりました。3LDKで13万8,000円、3DKで15万4,200円など、立地や間取りで異なりますが、いずれも高額です。大槌町の県営屋敷前アパートは、2DK車椅子対応の部屋で11万8,100円と公表されております。町営に関しては非公表とされておりますが、1例として、松の下町営住宅の近傍同種家賃について伺います。

大槌町では、家賃が極端に高くなったり、明け渡しを求められたりするため、町外に引っ越す世帯が出始めていると報道がありました。災害公営住宅を出ると言われても、

さまざまな事情で家を建てられない世帯もありますし、そうかといって町内に移り住めるような民間賃貸住宅がまだ十分に建っていないため、やむを得ず町外に出る人もいるのではないのでしょうか。

近傍同種家賃は、計算上、建物や土地の時価が基本になっているため、例えば、復興事業による建築費高騰分を差し引くなどはできないのでしょうか。あるいは、民間賃貸住宅のストックができるまでの一定期間、家賃を補助してはどうでしょうか。

大槌町では、2020年までに30世帯が収入超過になると見込まれている中、町は収入超過世帯に対し、災害公営住宅を出て家を建てるか、定額家賃の花輪田定住促進住宅に移るかの二者択一を迫る以外に、何らかの具体的な対策を打ち出す考えはありますでしょうか。

また、政令月収が8万円以下の低所得者については、震災特例で、入居後5年間は家賃が低く抑えられますが、6年目からは段階的に上り始め、11年目には通常家賃になります。例えば、今は1,500円で住んでいても、11年目には1万4,000円ほどになる世帯もあります。入居者の負担がふえるわけですが、そのことを十分に理解していない入居者も多く、将来払えなくなる世帯が出ることも予想されます。家賃の低廉期間を延長するなどの対策がとれないものか、お伺いいたします。

二つ目は、避難訓練についてです。

津波避難訓練が11月5日に行われました。私が住む大ケ口地区は、120人ほどの参加で、町民の避難意識が薄れてきているのではないかと心配しております。訓練には、町内会や自治会、民間事業者などが参加したと聞いていますが、各地域での参加状況について伺います。あわせて、役場職員の参加状況もお伺いいたします。

釜石市では、住民参加型の避難訓練を始めていると聞いています。市職員全員または一般市民に防災士の資格を取得してもらい、その方々を中心に、新しい防災体制を築けないかと検討しているそうです。震災で甚大な被害を受けた大槌町でこそ必要な取り組みではないのでしょうか。また、大槌学園の7年生は、ふるさと科の授業で、住民から話を聞いたり、地域を歩いたりして防災マップをつくり、防災意識を高める活動をしていると聞いております。防災に力を入れている地域や町内会、事業者もありますが、そうした活動が町の避難訓練と結びつかないことが問題なのではないのでしょうか。まずは、住民の命を守る立場にある役場職員が、防災に対する意識改革を徹底的に行った上で、学校や地域、事業者などと連携しながら、町民全員が参加できる避難訓練を、町の文化

としてはぐくむべきだと思いますが、町の考えを伺います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 澤山美恵子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、災害公営住宅の家賃についてお答えいたします。

まず、末広町町営住宅の近傍同種家賃についての御質問であります。当町はこれまで、収入超過者となり得る世帯へは、毎年の収入申告の際に、近傍同種家賃について収入超過の制度とあわせて個別に説明をしております。

本年2月に収入超過世帯になりそうな世帯に、今後の家賃がどうなるかを示した「町営住宅家賃計算予測表」を送付した際に、再度詳しく説明を求める方もおりましたが、その一方には「そのときには退職しているから心配ない」という方などもおり、対応はさまざまであります。

説明が必要な世帯には個別に説明してきた一方、政令月額が収入超過世帯となる基準額以下で、収入が一定の世帯、例としましては、収入が年金のみの世帯等の方で、収入超過の適用を受けるおそれのない入居者には、不安を与える恐れがあるとの判断から、説明を控える場合もありました。

しかし、昨今の報道などによって、自分のところはどうなるのか心配になり、電話での問い合わせや来庁される方々がありますが、その際には、その方の個別の状況により説明しているところであります。

近傍同種家賃は、集合・戸建・長屋などの住戸形式や、1DKから4DKの部屋のタイプ、また建築された場所、建設時期等により、個々に異なるものであります。また、家賃につきましても、世帯構成、世帯の収入等により決定することから、個別の丁寧な説明を行っており、今後も継続してまいります。

そのことから、今回の質問に対しても、一概に近傍同種家賃を答えることは難しいものと考え、控えさせていただきたいと思っております。

次に、住宅の明け渡しについてお答えをいたします。

住宅の明け渡しについては、法律上、入居3年が経過し、政令月収が15万8,000円を超える世帯は収入超過者と認定し、収入に応じて設定された割り増し率で家賃が上昇し、1年から5年までで近傍同種家賃となり、住宅の明け渡し努力義務が生じます。

5年以上入居し、最近2年間の政令月収が31万3,000円を超える世帯は、高額所得者

と認定し、期限を定めて、その入居している公営住宅の明け渡しを請求することができるとされています。

また、高額所得者は定められた期限が到来したときには、速やかに住宅を明け渡さなければならないとされています。

明け渡しをお願いすることは、ほかの住宅に困窮する低所得者の住宅確保の観点からも必要であると考えますが、現在、収入超過者等に対する問題は、岩手県が中心となって、沿岸市町村の担当部局と意見交換等をしているところであり、方針等が決まりましたら、当町としても、岩手県並びに近隣市町村と連携し取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、家賃の軽減措置についてお答えをいたします。

御指摘の制度は、東日本大震災特別低減事業として実施しているもので、低所得者の家賃負担の軽減をしている制度であります。特別という名称がついていることから、この東日本大震災の復興支援のための特別の制度であり、10年間継続します。

当町には、東日本大震災特別低減事業に該当しない町営住宅の入居者もいることから、その入居者との家賃の均衡も考慮しなければなりません。

その後については、低所得者のために、大槌町独自の減免制度もありますので、個別の状況に応じて対応してまいります。

次に、避難訓練についてお答えをいたします。

まず、地域の参加状況についてですが、当日は7地区において避難訓練を行い、約320の方が参加しております。なお、役場職員の参加状況ですが、44名の参加となっております。

議員御指摘のとおり、防災対策の基本となる自助、共助、公助のうち、住民の安全を守る公助の役割を担う行政には、高い防災意識が必要と考えます。

大槌町では、平成25年の震災検証を踏まえ、災害時の職員の対応について職員初動マニュアルを作成し、それに基づいた各種訓練を行ってまいりました。先月の23日には、総務課、危機管理室向けの初動及び災害対策本部運営訓練を行いました。

今後は、その訓練で出た反省点及び平成28年の震災検証を踏まえ、災害時により実行力のあるマニュアルの整備に努め、職員の防災意識及び災害対応能力の向上を図ってまいります。

また、津波災害だけではなく、各種災害を想定した実践的な訓練を計画的に行う防災

体制の構築を図り、さらなる防災力の強化に向けた取り組みを進めてまいり所存であります。

今後の町全体の訓練についてですが、自主防災組織を初めとした地域コミュニティーや、学校、事業所との連携を図り、自助、共助、公助をそれぞれが効率的に行い、町民一人一人が防災減災に寄与するという意識の醸成を図り、防災減災について、町全体が一丸となって取り組んでいけるような訓練を計画してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） それではまず、災害公営住宅家賃について再質問をさせていただきます。

一般質問通告後、県と国では、収入超過世帯についての検討を始めたと聞きました。報道によると、陸前高田市の市議会では、「災害公営住宅の整備時期によって費用が多額になった団地もある。復興庁から、収入超過基準を25万9,000円に見直す案も提示されている」という答弁がありました。その内容や、検討結果が示される時期などについて、説明をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、他の市町村の議会ではそういった答弁もあったと聞いておりますけれども、実際は、現在それにつきまして、沿岸市町村と県と意見交換が始まったばかりで、案が示されたばかりで、まだ何も決まっておられません。

ただ、これは、来年度、30年度とかですね、新年度がまいりますので、早い時期に決定したいということで現在取り組んでいるところでございまして、ただ、その時期もまだ決定していないというような状況です。

本当に今取り組みを始めたばかりで、内容もまだ確定していないという状況でございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 本来であれば、国や県よりも先に、大槌町みずからの対策を打ち出すぐらいの勢いがあればよかったと思うんですが、今後、国や県の対策とは別に、町独自の対策を打ち出す考えってというのはありますか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 澤山議員の質問にお答えします。

実際、その町営住宅の経営状況っていうのは、さまざまにございまして、例えば1例を申しますと、大ケロー丁目町営住宅でございすけども、平成28年度の家賃収入というのが、近傍同種家賃、これはいわゆる国で定めている戸当たりの建設費やその敷地の評価からの修繕率、管理事務費、損害保険料等の率をかけた上で、年間このぐらいあればその耐用年数、例えば大ケロー丁目住宅であれば30年間、十分健全に維持管理できるということを定めている家賃なわけですけども、それに対して、現在の収入額というのは大体約9%です。ということは、最初の10年間は国からこういった、最初の5年間は8分の7、その後は近傍同種家賃と今言った9%の間の部分ですね、この部分の最初の5年間は8分の7、それから次は、その6分の5は5年間、その後の20年間はほぼこの9%の家賃収入で維持管理をしていかなければならない。ということは、かなりの部分が、住宅管理には単独費の投入が将来に見込まれている。そういうこともあって、うちのほうでは今賃貸している家賃の部分を、例えば指定管理者にお支払いした分とか、維持修繕にかかった部分の残額は全部基金に積み立てて、その後の10年後、20年後の修繕に引き当てたいというふうに考えている状況の中で、完全に赤字が目に見えているという状態の中で、逆に言えば、公営住宅とはそもそも低所得者のための、住宅に困窮した方々のための施策ですので、ある一定以上の所得の高い人の家賃を減免する、これは逆に言うと、どこからもそのお金は来ないので町民のお金でそれを補填する。そうすると、もしかすれば、その方の所得より低い方の税金でその人の所得を減免しているという状態もあると思うので、そこら辺はちょっと、今後の財政状況とかそういったものを見通しながら検討していきたいと。また、この部分についてはですね、条例で定めることになってございますので、この改正をするに当たっては、十分議員の方々とも検討しながら、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 近傍同種家賃を公表すると町民が混乱すると言っておりますけど、ほかの自治体では普通に公表しているんですが、公表したことで今混乱が生じているのでしょうか。町内では、県営の屋敷前住宅が公表されていますけども、そこでは何か混乱はありましたか。例えば、混乱していたとしても、その時に丁寧な説明や個別の説明が必要なんではないでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 一応その部分については、個別に説明しており混乱はござい

ません。

ただ言っておりますのが、今言ったこの近傍同種家賃というのが、今言った戸当たりの建設費、敷地の評価額をもとに国土交通省で定められた修繕率、管理事務費、損害保険料から算定されたもので、これっていうのは今言ったような家賃低減事業、いわゆる家賃収入補助を受ける上での住宅を管理する上で必要な家賃の上限を定めたもので、これをもとに全てのその後の家賃低減事業の交付金をいただいているわけです。

したがって、今までの状態ですと、近傍同種家賃になるっていうこと自体が、そもそもなかった、なかったというかほとんどない、そういうケースはないという中で、今回この、例えば県とかそういう場合は、集合住宅の場合はある程度はつきり面積割でそのタイプが出るんですが、大槌町の場合は、集合もあれば、戸建てもあれば、長屋もあると。さらに、建築時期も違いますし、買い取り事業をしているので、ある程度仕様にもばらつきがあるという中においては、かなりの住宅において、それぞれの、逆に言えば近傍家賃がばらばらになっていて、なかなか説明しがたい部分がございます。

あるいは、例えば一番大きいのでは、長屋でも2階建てと1階建てがあるような長屋だと、当然2階建てのほうには階段とかがあるので、間取り以上に面積で割れば大きくその近傍家賃が高く上がっていて、1階建てのほうは安かったり、もともとそういう家賃を決定するためのものではないので、どうもそこら辺は不具合があると。実際、大槌町では、全部で近傍同種家賃は170種類以上あります。

そういった中で、その一部を出すというのは、なかなか難しいのかなという判断をしております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 町長は選挙のときから、情報公開の必要性を訴えていますよね。例えば、市街地の見える化図面では、今回と比べものにならないくらい町民は混乱をしておりましたが、それよりも、厳しい現実を見て町民に判断してもらうことを多分優先したのだと思っていますけど、町の情報っていうのは、町民に公開して町民に判断してもらうということが私は大原則だと思います。県から出向していただいている幹部の方々であればちょっとおわかりいただけだと思いますが、情報公開についての私の認識は間違っているのでしょうか。なぜ隠さなければいけないっていうのか、それはどうしてなのか教えてください。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっといろいろあると思うんですが、例えばいくら情報公開だと言っても、例えば公営住宅に住んでいる方々の家賃を公表しろっていうのは、これはやはり個人情報にあたる。ただ実際、近傍同種家賃が適用されていない方もございますし、実際に適用されている方もございます。そうした中で、近傍同種家賃を出すことは別に構わないんですが、ある特定の部屋とか、その部分の部屋の近傍同種家賃というのは、直結して個人の家賃になる場合もあるので、そういった中では今回は控えさせていただきたいというような中で、あるいはこういったものを隠すというものではないので、今後、検討としてですね、そういった部分にこだわらない中では、議員の方々とはこういった近傍同種家賃についてもいろいろ出しながら、今後の検討は進めていきたいというように考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） まず、近傍同種家賃については個別に説明していると言っていますが、やっぱり全体に説明できない理由って何なのか、ちょっとわからないんですけど、また再度聞きますけど、家賃の公開を再度求めますけど、できないってことでしょうか。各自治体のほうでは公表しているんだけど、釜石と大槌だけが公表されていないと新聞紙上には書いてあるんですけど、それはなんていうのか、非公表を釜石と示し合わせたというか、そういったものっていうのはあるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっとそこら辺はあれなんですけども、ただ、多分釜石市さんも大槌も、さまざまな住戸タイプがあるっていうのが本当の話で、例えば市町村によっては集合しかつからないという市町村もあったり、特に県営はもう完全に集合しかつからない、あるいは集合以外のつくったものは全部町が引き取るということになっているので、そういった中で、確かに集合での近傍家賃というのは、ある程度説明はつくんですけども、戸建てとかさらに長屋っていうのは、今言ったようにちょっといろいろあって説明しがたい。

近傍同種家賃そのものは、実際その家賃ではないので、今言った中では、そういうことなんですけども、いずれ隠すようなことではないと思うのですが、今言ったように、何度も言いますが、あるところの家賃のこの方はそうすると幾ら払っているんだろうとかっていうことは、多分推測されるだろうなっていう中で、その中で果たして出していいのかどうかという部分は、もうちょっと検討を要すところかなと思っています。



○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） それでは、収入超過世帯を災害公営住宅から出すっていう施策というのは、将来の空き部屋がふえるであろうと思われる公営住宅にいかにして住んでもらうかという問題とちょっと矛盾しているんじゃないかなと思うんですが、低所得世帯がいっぱい入れない状況であればまだしも、実態はそうではありません。それを今の基準のままにしておいたら、将来はどうなると思われませんか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今までの公営住宅っていうのは、いわゆる低所得者のための住宅だったので、低所得者がいて高所得の人が入っていたら当然高所得者の人はいったん出ていってもらって、次の低所得者をどんどん入れてというような状態でこういう制度設計がなされていて、これについては今回のこの災害公営住宅も全く変わってなくて、もともとこの被災者をこういった制度の中で——運営するっていうのは果たしてどうかというのは、私自身も疑問でございます。ただこれは法律でございますので、国が定めたもので、なかなか町としてそれを変えることはできないということになってございます。

その一方で、ちょっと先ほど検討したような近傍同種家賃をある程度一定にするというような検討のほかにも、裁量世帯ということで、今は15万8,000円以上の収入超過者です、例えば21万4,000円までです、例えば上げるとかです、そういうことの検討も今なされています。

そういったことも当然検討して、収入超過者の額を上げるというのもあるんですが、ただこれは今言ったように、恒久的な制度になるので、被災者だけに限ったことではないと。逆に言うと、15万8,000円以下、入居資格は変わらないんですけども、そのうちどんどん上がっていても、例えばその21万4,000円までの方は、普通にこういった、今言ったようなかなり低廉な家賃で入ることができるということになって、さらにその維持管理、国から出る金はもう決まっているので、その維持管理は全て町民の負担にかかってくるという中において、果たして本当にそれで大槌町として財政的にですね、維持できるのかどうかということをよく検討した上でやっていかないと、これは非常に後世の人たちに大きな財政負担を残すということもあり得るので、そこら辺は慎重に、今言ったように検討していきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

- 3番（澤山美恵子君） 今現在は、民間の賃貸アパートが不足しているわけですね。ほほどどの家賃で住める住宅がまずないって言うても等しいわけで、かといって家を建てるまでの経済力のない人もいます。せめて民間賃貸住宅が十分にできるまでの間、せめて家賃補助なんかはできないものですか。
- 議長（小松則明君） 副町長。
- 副町長（澤舘和彦君） 先ほど来、局長のほうから説明しているとおりでと思いますが、いずれそういった収入超過者の対策について、県も含めて関係市町村と協議をしているところがございます。そういった中で、統一した考え方を見出せれば、そういったもので支援はできるのかなというふうに考えます。
- 議長（小松則明君） 澤山美恵子君。
- 3番（澤山美恵子君） 先ほど公営住宅がたくさんあると将来赤字になると言いましたが、その災害公営住宅の建設費のほとんどっていうのは国から補助されて、それから町の負担分は台湾赤十字から寄附を受けたんですよね。さらに実際の家賃と近傍同種家賃の差額については、今後しばらくは国から補助はされるんですよね。実質、言葉は悪いんですけど、ただでつくってもらったわけですよね。しばらくは、10万円以上の家賃も確実に入るわけなのに、それで何で赤字になるのかっていうのは、私はちょっと不思議なんですけど、多分民間の不動産業者からすれば信じられない話だと思いますけど、その理由として将来の空き室がふえるからっていうのであれば、なおさらこの空き室を出さないように、今から収入超過世帯の対策を考えていく必要っていうのがあると思うんですが。
- 議長（小松則明君） 復興局長。
- 復興局長（那須 智君） ちょっと先週ですね、会計検査院が入って大分うちのほうの住宅も調べられたんですが、全国的に今回の被災市町村の中では調べていっているんですが、今回基本的には本来2分の1で、激甚災害の場合は4分の3の補助が建設費に当たると。その8分の6のプラス1で8分の7っていうのが今回の補助率のもとであってですね、さらに今言ったように、10年間から20年間の家賃収入補助があると。そうするとかなりの額が、どこの市町村でも、補助金が入ってきているという中において、これはもともと制度として問題があるのではないかと。最初のうちはかなり金があるのに、最後になると全く、全然、何もなくなってですね、今言ったような家賃も変えることはできないので、実際の今計算している家賃の1割とか、正直言うと、吉里吉里住宅でも、

うちのほうの大ケ口町民住宅でも戸当たり1万円弱ぐらいの家賃なんですね。その家賃で維持できるかといったら、これは全くできない話でして、結局うちは基金で引き当てていると。あと20年後、30年後にですね、家賃収入しかない中で経営できるかっていうと……。さらに今言ったように指定管理者に払っている、さらに修繕があるし大規模修繕がきますし、木造住宅なり、あるいは鉄筋コンクリートについては70年ですね、何の手だてもなく人に賃貸できるかという、それはかなり問題があると思っていまして、そのお金のために今の基金は引き当てているというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 経営の状況について御説明申し上げます。

先ほど澤山議員は1円もかからずにこの災害公営住宅を建設できるんじゃないかというふうに御質問なされましたけども、今の事業費予測なんですけど、災害公営住宅事業では自己負担分が約24億円ほど出るような、今の事業費見込みではなっています。ところが台湾赤十字から、資金提供いただく分は14億4,800万で、大体10億は財政調整基金のほうから繰り出すことになっております。ですので、何もですね、要は1円もかかっていないで今回建設しているということではございません。

それで、今回その台湾赤十字からも、何でこの14億4,800万を当町にいただいたかということではですね、今回被災の状況も当町多かったんですが、全国の市町村の中で、たしか60億ほどでしたかね、台湾側から今回の東日本大震災によって資金援助していただけたということでしたが、大槌町は全国で2番目でございます、1番目が南三陸町だったんですが、南三陸町の場合は国保病院の再建に。それぞれ町村によって諸課題があって、その諸課題に当たって、要は資金提供いただいたわけでございます。

当初、台湾側が何で当町に支援していただいたかという、被災によって住民も多く亡くなったでしょうと、それから経済基盤もまだ貧弱でしょうということで、これはあくまでも災害公営住宅に住んでいる方に限定して支援したわけではなくて、町民全体に、要は先ほど復興局長が言ったように、最終的には維持管理経費等が町民全体に均等に負担になってくるものですから、そういった観点で台湾側から資金提供を受けたわけでございます。

それから、残る10億に関しましても、これも結局はほかの事業に10億を、例えば道路を直したりとか道路を新設したり本当はできたりする分を、今回、要は災害公営住宅事業に充てると。

他の市町村では、今回の震災以後、起債残高、要は借入残高が急激に伸びております。これは他の市町村で、災害公営住宅事業の今言ったような二十何億円とかを借り入れしているんです。ところが、要は将来的な安定を考えれば、町民全体の安定を考えれば、今借金をしないで、家賃収入分等を維持管理経費に充てていきたいという考え方から、今こういったような経営方針にしているわけなんです。

家賃は、年々、まず民間のアパートもそうですが、時間がたつごとにですね、家賃が安くなっていく状況になっています。そのときに結局は、今度は古くなってくればくるほど家賃は安くなる、反対に維持管理経費がかかるという状況でございますので、そういった経営状況をちょっと御理解いただきたいなということでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） わかりました。わかりましたって、わかったような、わからないような、ちょっと不安な部分もありますけども。

今回、近傍同種家賃とか政令月収とかってという言葉を私も初めて聞いたわけなんですけど、まだ私を初め町民の方はまだ十分に納得はできていないと思うので、議会や町民の納得を得るためにも、今後十分な説明が必要だと思っておりますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） まず災害公営住宅の入居者等につきましては、毎年収入申告等を行っていただいておりますので、その際にはきちっと説明しております。ただ、どの程度の町民までということはあるですけども、そういった関係する方々には、きちっと説明させていただいているところではございます。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 先ほど澤山議員からも出たように、今こういった収入超過者に対する検討というのが始まっていますので、当然この検討を制度化するに当たっては、条例による制度なので、議員の方々とこれはいろいろ詰めていかなきゃならない。片方では、確かに下げたほうがいいという意見もあるかもしれませんが、財政状況を見た上で本当にそれでいいのかと、高所得者を下げてそれを果たして町民の税金の負担にしているのかとか、いろいろな意見があると思います。そういった面も含めて、いろいろ今後は説明して、なおかつそれを町民にも広報なり何なりで説明してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） それでは、次に避難訓練について質問いたします。

避難訓練当日は、7地区で320人、役場職員は44人が参加したと言いますが、この人数は多いか少ないか、町の見解を伺います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） ただいまの質問につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、当日の職員の体制っていいですか、とった行動の内訳になってございますけども、まず地震初動防御訓練、シェイクアウトということで、地震があったときに自分の身を守るんだという初動の訓練を行った職員が25人、あと津波避難場所への避難訓練のみを行った職員が3名、あとどちらの訓練にも参加したっていう職員が16名という内訳で、44名という形になってございます。

あと、実施率の部分でございませうけども、今回回答いただいた職員の合計人数は239人、その中には当然休んでいる職員もいるわけですが、その前提の中では18.4%という状況にはなってございます。

ただ、こちらのほうの訓練の部分につきましては、自助の部分、当然、自分の身は自分で守るんだという訓練、あと共助の訓練、この部分については地区の方々とかお家の方々で助け合って避難とかをさせる訓練だという部分がございます。役場の職員はという形になりますけども、最後の一つ、公助というものがございまして、こちらのほうは行政として、いろんな災害対応にあたるという部分の訓練がございます。

この前ちょっと防災の訓練に行ってきた職員の中で、ほとんど自助、共助の占める割合が8割という数字が出ていて、公助の部分については、初動の部分では2割ということで、研修のほうでお話のほうを伺ってきたという部分があります。

ここの数字が高いのか低いのかっていうのは、ちょっと基準の部分がかちょっとわからない部分もありますけども、いずれ今後も、職員のほうの公助の部分に係る研修については、きちんとやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 参加人数の少なさ以外にも、私も訓練に参加して思ったことがありました。高台まで自力で逃げられるような元気な人だけじゃなくて、避難することが難しい要支援者や妊産婦であったり子供の参加こそが重要ではないかということなんですけど、参加者の中には若年層だったり児童生徒がほとんど参加しておりませんでし

た。訓練途中に、中学生に声をかけたんだけど、釣り竿をもって釣りに行くっていう……。避難訓練に関しても無関心だったと、私は聞きました。もう既に風化が始まっているのかなっていうそんな気がしましたけれども、自主防災の目的っていうのは、地域全体に防災意識を持ってもらうことだと私は思います。多種多様な世代を初めとして、教育委員会だったり、学校だったり、PTAと連携を図って、児童生徒を地域の防災訓練に参加させる。11月5日が全国の防災訓練に当たっているのであれば、学校も含め、地域全体で一斉に防災訓練を行う日っていうのを位置づけてはどうなのでしょう。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 確かに、今回の11月5日の児童生徒の参加人数は少なかったです。はっきり申し上げて、大槌学園の児童生徒の参加人数は19人、吉里吉里小学校2人、吉里吉里中学校1人となっております。

なぜそういう結果になったのかと考えますけれども、学園のほうでは必ず最低年4回は防災訓練をやっていますし、また吉里吉里学園に至っては、11月防災週間ということで、1週間で当てる取り組んでおります。

ただやはり、子供たちの意識の中にも、こういうふうに学校で避難訓練をやっているから大丈夫といった思いもあったかもしれません。あとはやっぱりお家の人が、お父さんとかお母さんが家にいる場合、どうしても子供もじゃあ一緒に家にいていいかなと、そういったところもあるかもしれません。

学校としては、やっぱり一番大事に身につけさせたいところは、みずから判断し正しい行動ができる、そういった人を育てるということなので、その点については学校のほうにも教育委員会として、これからの避難訓練のあり方、学校だけではないんだということ強く伝えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 今、学務課長のほうから答弁ございましたけれども、学校さんは学校さんのほうで年間の計画を立ててやっているという部分がございます。まず、8月につきましては2回ほど、大槌学園さんの、この前澤山議員の質問にあったとおり、ふるさと科の野外学習の事前の部分と、あとは防災マップの作成ということで、2回ほど研修のほうをさせていただいておりましたし、あと11月2日になりますけれども、吉里吉里学園におきまして、合同の津波避難訓練をそこでやってしまったという部分がございます。あと10日と16日ということで、吉里吉里ほうで学校公開等々がございませ

て、その中で、マイ防災リュックづくりとか非常持ち出し品の関係とかを講演の方をさせていただきまし、あとは、授業参観の中におきまして、災害時の持ち出し品の関係であったり、あと災害非常食のアルファ化米等の実食等もさせていただいたということになってございまして、まず学校においてもですね、こういった研修を自分たちで考えながらやって、その中に危機管理室のほうが入って、全部うちのほうからの投げ出しではなく、自分たちで考えたその研修もしくは避難訓練の中に、私どもも参加させていただくっていう形のほうをとらせていただいているという状況になってございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） その11月5日の日に、一斉に防災訓練っていう位置づけについては。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 11月5日は世界津波デーだということで、確かにその日をもって訓練という重要性も確かに否定はいたしません、先ほど室長も言ったとおりで、25検証の際に、3月3日の防災訓練が、要は形骸化していたという指摘も受けてございます。要は、その日だけやればいいというような意識に逆になるという危険性もございます。やはり多種多様にですね、自助、共助、公助という部分で、やはり自主防災連絡会も独自で訓練を企画し、立案し、実施するというような、要は町民のそういった意識というか醸成の部分で、うちのほうの危機管理室もサポートに今現在入って、そういったところで手伝いをしているというところもございます。

確かに11月5日の部分で、うちのほうの今の考えは、避難、とにかく地震があったときは津波が来る、とにかく高台に逃げましょうという意識づけで、とにかく避難をするんだということを目的に、11月5日は今現在取り組んでいるという状況で、いろいろ炊き出しとか多種多様な訓練も当然ございます。それはやはり自主防災会はじめ、自治会はじめ、そういった自主的な取り組みの中で、いつでも、どこでもできるような、そういった雰囲気というか、そういった醸成ができるまちづくり、防災のまちづくりを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 私は大ケロ地区に住んでいるんですけど、大ケロ地区の場合に、避難場所は大ケロ・源水地区は裏山っていうふうになっているんですけど、そこは雨風をしのげるような建物がいないために、三陸縦貫道や三枚堂大ケロトンネルの出入り口付

近、または屋敷前アパートにも避難できるようにしてほしいという地域の方々の声がありました。ほかの地区でもいろんな意見が出されているとは思いますが、今回の避難訓練の課題とか反省点は、町は今後どのように分析して、対応していきますか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 避難訓練が終わった後に、各地区において、いろんな反省会、振り返りっていうものを、必ず我々も訓練した後に必ず行います。その中で、源水・大ケロ地区のほうから出た課題等々につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、避難場所の関係がどこがいいのかであったりとか、あと備蓄品とかも当然出てきますし、その保管場所はどこでどうやったらいいのかとか、あと、今回福祉のほうの担当も出ていただきまして、避難困難者の対応をどのようにしていったらいいのかっていうこともですね、そういった意見をいただいております。

あと、先ほど三陸道開通後の避難先としての活用ということでの部分もお話のほうをいただいておりますので、それらを含めた中で、私どもとしても当然検討していかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 検討っていう言葉は、先輩議員から聞くと、やらないっていうことなんだよっていう話を常に聞いておりますけど、ぜひこの大ケロ地域には、本当に逃げる、避難する場所っていうのは裏山であって、じゃあ城山体育館が避難所だからそこに行けっていうかもしれませんけれども、そこに行くまでには土砂災害だったり、その危険区域を通過して避難しなければならない。自分の命を守るための避難場所に、危険を冒してまで行くっていうのはどうかなと思いますけど、だからぜひとも三枚堂の大ケロトンネルの出入り口付近でもいいから、一時避難場所となる屋根のついた施設を、ぜひとも建ててほしいなと思うんですけど。

やっぱり、避難する人たちは、健常者だけじゃないんですよ。赤ちゃんもいるんですよ。病気の人もあります。身障者の人もあります。その人たちが、大雨のとき、財政課長もこの前訓練に参加してございましたけども、やっぱりあのときも天気がいいから多分みんな、120名ぐらい出たと思うんですけど、あれで避難訓練のときに天気が悪かったり雨風が強かったりしたら、もっともっと訓練には参加できない人がいたと思われま。だから、やっぱり、大槌町は命を守らなきゃいけないですよ。ぜひとも大ケロ地域にそういった建物を建ててほしいと思います。



末広町の災害公営住宅は、一時避難場所に指定されているんですか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） あそこは避難場所にはなってございません。ただ、災害公営住宅は結構高層階という部分もございます。洪水等の場合ですね、なるべく避難準備情報は空振りをおそれずに出して、なるべく天気がいいうちに、早目早目の避難のほうをお願いするっていうことになってございます。ただ、やはりそれが夜中に出た場合等もありますけれども、そういった場合は当然垂直避難というのも考えられますので、実際のところ、その災害公営の部分につきましては、若干の備蓄関係も備えさせていただいているという形にはなってございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 末広災害公営住宅はそういうふうになっているわけですよね。じゃあ屋敷前のアパートはどうなっていますか。一時避難場所にはなっていないですか。（「なっていない」という声あり）なっていない。やっぱり今おっしゃったように夜だったりしたときに、裏山っていうよりも近くにそういう高い建物があるのに、そこを一時的に避難場所にできないってことはどういう理由ですか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） まず雨の場合は、どうしても浸水等々が、津波もですけども、浸水が考えられます。そうなってしまった場合に、そこが孤立化する恐れがあるっていうところがありまして、そこで指定のほうは避けているという状況です。ただ、やはり急な部分がありますので、その際には、やはりある程度の備蓄のほうが必要であろうということで、先ほど言いましたように末広町と屋敷前のほうにも備蓄のほうは備えさせていただいているという状況にはなってございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 一時的にはできるということですね。そこに避難できるっていうことですね。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） そこは、あくまでも先ほど言いましたように、原則早目のうちに避難していただくというのが本当の原則になりますので、やはり避難準備情報については、何回も繰り返しますけれども、早めに出すというのが我々の仕事だと思っております。いずれ、そこを指定してしまった場合に、やはり孤立化する等々のおそ

れもありますので、そういったことは避けたいというのが今の私どもの考えという形にはなっております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） それでは、当日の訓練はサイレンを鳴らすので各自で避難場所に逃げてくださってというものでしたけど、そんな訓練なら出なくてもいいって町民も残念ながらおりました。町民全員が参加できる、あるいは参加したくなるような訓練のあり方を考える必要があると思います。

答弁の中で、釜石の取り組みについて一切触れられておりませんでしたけども、訓練のあり方について、大槌町ではどのような取り組みを行う予定でしょうか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 質問内容の中で、防災士の取得等々ってということの内容だったと思いますけども、その部分につきましては、平成27年の2月に、防災士のほうの取得ってことで、町のほうでも取得のほうの事業を展開してございます。ただ、今の時点で、役場の職員のほうの取得の部分もございまして、そういった方々が当然今地区のほうに入って行って、自主防災組織等の中に参画していただいているというふうに思っておりますので、今後もやはり自主防災組織を活用しながら、そういった専門的な知識を得た方々もですね、当然総合的な訓練等に参加していただけるような体制のほうをまた再度ですね、築いていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） いろいろと御指摘ありがとうございます。

私たちは、命を失うような大災害を経験いたしました。そういう中では、防災については、やはりしっかりと被災地として進めなければならない。行政としてももちろんそうですが、町全体としても、町全体として本当に真剣になるような、そういう防災について考えていかなきゃならないと思っていました。

11月5日、世界津波の日という形での避難訓練でしたけれども、先ほど人数という形になれば、適正な人数ではなかったんだろうと思います。声掛けはしたものの、やはりそれについては、その日だけではなくという話もございまして、習慣的なものもあるかなと思いますし、月間的な取り組みもあると思いますが、これをよしとしないで、積極的に防災減災に取り組んでいきたい。これは町全体でやることだろうと思いますので、そういうその人たち、頑張ろうとする人たちもそうなんですけど、それに意識を持って

らうような取り組みをしっかりとしていきたいと思います。

また先ほど、検討という形ですね、行政はやらないような話でしたが、そうではなくて、しっかり私もメモしてますし、これは後で私は部課長会議でもよく話すんですが、情報共有をしています。なかなかですね、状況等が段階的なものになりますので、議員におかれましては、定例会も含めて臨時会も含めて、さまざまな機会に追って質問してください。

私たち、さまざまなことを抱えながら事業はやっていますので、検討するといった課長は必ず検討します。検討させますし。決して、その責任を持ってですね、検討が表面的なものにならないように、しっかりと説明をしていきたいと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） よろしくお願ひします。

訓練に参加しなかった人たちには、それぞれまずやっぱり理由っていうのがあると思いますけど、職員はもちろんです、その地域ごとに参加できなかった人たちのどうして参加できなかった、どういう理由で参加できなかったのかっていうのを、地域ごとにアンケートをとれば、いろんな形でやっていけるんじゃないんでしょうか。

○議長（小松則明君） 時間が来ましたので、終結いたします。澤山美恵子君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時01分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

下村義則君の質問を許します。下村義則君。

○2番（下村義則君） 新生会の下村義則です。議長の許可をいただきましたので、座ったままの質問になりますが、通告書に沿って質問したいと思います。

まず初めに、きのうの12月11日で6年と9カ月になりました。災害公営住宅へ移転したり、自力再建により戸建て住宅も増えてきていますが、しかし町内の応急仮設住宅には、10月末現在で43カ所の応急仮設団地に739世帯1,566名の町民の方々が、いまだ不便で不自由な生活を強いられています。これから寒さがどんどん厳しくなり、インフルエ

ンザも増えていきますので、お体に十分気をつけて生活されることを願っています。

震災により犠牲になられた方々、いまだ419名の方が行方不明です。改めまして、被災された皆様にお悔やみとお見舞いを心より申し上げます。

それでは、質問に入ります。

最初に、町の公用車へのドライブレコーダーの設置について質問いたします。

昨今、異常な危険運転、運転者による暴力的な言動や行動が、連日のように報道されています。ことしに入ってから、東名高速道路で起きたあおり運転による夫婦の死亡事故や、札幌でのタクシー運転手による暴行事件など、あおり運転や暴力によるトラブルが増加しております。国内で1年間に摘発された件数は、7,625件で、その違反での事故は1,225件発生しています。

警察では、あおられた場合は冷静になり、近くのサービスエリアなど、一般道でも安全な場所に避難し、すぐ警察に通報するよう呼びかけております。また、車にドライブレコーダーを搭載して、客観的な状況を記録するなど、自衛策を講じてほしいとしています。

交通事故などの証拠になるとして、タクシーなどの商用車はほとんど搭載しているようですし、一般車にも利用が広がってきていて、昨年の販売台数は前年比40%増の140万台になりました。

そこで、当町でもスクールバスを含め90台の公用車を所有していますが、このような時代ですので、こういった交通トラブルに遭わないためにも、事前に対応策を考えておくことが必要と考えます。予算や車の年式、状態など、1回に全車に搭載は難しいと理解しています。数年に分けてでも、まずはスクールバス、町長が乗る公用車または町長の自家用車、そして職員の皆様が毎日のように使用する公用車には、交通トラブルに遭わないためにも、ドライブレコーダーの搭載が絶対必要と考えます。当局のお考えをお伺いいたします。

次に、防災・減災・教育について質問いたします。

平成29年9月定例会で、私の質問に対し当局の答弁が確実に実施されたのか、3カ月経過していますので、進捗状況と今後の計画について、次のことについて伺います。

まず1点目は、昨年の台風10号による農地などの被害は、「町内全域で河川などを中心に61カ所、総額、田畑・設備などを含めて3億8,000万の被害でした。8月末時点での復旧は、61カ所のうち1工区を除いて24カ所は国の補助により既に発注しています。

なお、この1工区についても、今年度末に工事が竣工する見込みです。その他、国の小規模の補助事業24カ所に関しても改良済みでありますし、小災害についても対応しています。」と答弁されました。その後の進捗状況を伺います。

次に、浪板地区の漁集団地の災害公営住宅・長屋タイプ周辺の水たまりの対応についてですが、11月21日に丁寧な説明会を開いていただき、来年1月9日から31日にかけて雨水排水処理工事をするようになりました。

また、国道45号線から駅までの間と漁集団地内の道路に11月中旬に街灯が点灯され、県交通のバス停から降りた住民の方や、漁集団地で生活されている方、その中には学生もいますので、保護者の方も大変喜んでおりました。このような丁寧な対応と説明を今後ともしていただければ、住民の方々の役場に対する不信感が少なくなっていくと考えます。本当にありがとうございました。ただ、少し残念だったのは、対応が遅かったということです。すぐに対応できなかった理由について伺います。

次に、漁集団地と3部屯所ののり面について質問いたします。

9月定例会で、復興局長は、「その2カ所ののり面については把握しています。地盤強度を上げたことで、雨水がなかなか浸透していかないため、雨水が表面を流れて崩れましたが、基本的には、ある程度植栽が落ちつければ表面の部分の流出は抑えられると考えている。」と言われましたが、植栽が落ちつくのにどのくらいの時間がかかりますか。

また、「盛り土部分が大きく崩れて、災害公営住宅や消防屯所が崩れることは、土木の技術屋として想定しがたい。」との答弁がありました。そこで再度伺いますが、のり面の地盤が落ちつく前に、大雨などで崩れた場合はどのような対応をとるのでしょうか。

また、想定しがたいとは、いろいろ私なりに調べてみましたが、100%崩壊しないとは言えないが、万に一、崩壊することもあるということによろしいのでしょうか。それとも、工事をやり直すことが困難だと受け取ったらよろしいのでしょうか。どちらかお伺いいたします。

最後に、町内の小中一貫校の給食費の徴収方法を、学校から教育委員会に移行したらどうですかという質問に対して、教育長は、「今、そうすべく手続を進めているところです。」と答弁されました。答弁から3カ月経過しましたが、移行されたのかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 下村義則議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町の公用車へのドライブレコーダーの設置についてお答えをいたします。

現在、町の公用車のうち、ごみ収集車などの特殊車両を除きスクールバスを含めた乗用車は90台であります。そのうち、ドライブレコーダーを設置している車両は、9月のスクールバスでの交通事故以降スクールバスに設置した15台であります。

公用車90台のうち、震災直後などに支援等でいただいた車両は約80台であり、復興業務に応じて走行距離も増加しており、公用車管理計画に沿って適正台数により更新してまいります。

ドライブレコーダーについては、議員のお話のとおり、交通トラブルや職員の運転マナー向上のために、公用車の更新時に導入を検討しております。

次に、防災・減災・教育についてお答えいたします。

まず、昨年の台風10号による災害復旧工事の進捗状況であります。国庫補助による復旧工事箇所残り1工区につきまして、10月に施工業者が決まり、既に工事に着手したところであります。また、国の小規模災害補助事業につきましては、国庫補助による復旧工事箇所と隣接しているため、工事状況と調整を図りながら事業進捗を図っております。

今後におきましても、復旧工事の進捗状況を把握しつつ、適宜工事を進めてまいります。

次に、浪板漁集団地の水たまりの対応についてお答えをいたします。

災害公営住宅敷地内の雨水排水処理につきましては、今後の気温の低下に伴い水たまりが凍結する恐れがあるため、関係機関との協議及び設計業務を早期に進め、工事関係者には遅くとも年内に工事を完了するよう要望してまいりました。しかしながら、年末を完了期限とするほかの工事が殺到しているため、どうしても対応できる業者を確保できないとの報告がありました。そのため、年明けの着工となりますが、凍結時の安全対策等をしっかりと行いながら、予定どおりに工事を進めてまいりますので、入居者を初め関係者の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、街路灯についてお答えをいたします。

浪板地区漁集団地につきましては、復興庁との交付金協議に時間を要したため、予算計上が2号補正となり、その後の工事発注となったことから、設置までに時間を要し、

工事完了が11月となりました。現在は、町内で宅地整備が終了している防集団地102基、区画整理地内78基、漁集団地11基の計191基の設置が完了しております。

今後においても、宅地整備が終了次第設置してまいります。

次に、のり面についてお答えをいたします。

のり面は、大きく分けて、切り土のり面と盛り土のり面があります。

地山を切り土した切り土のり面は、のり面内に地下水の浸透等により「みずみち」から円弧滑り等が発生し、大規模なりのり面崩壊が発生をいたします。

それに対して、浪板地区漁業集落防災機能強化事業におけるのり面は盛り土のり面です。

盛り土のり面は、そういった降雨等により表面が流出することがあっても、大雨により大規模な崩壊が起こることがないように、設計施工されております。

そういった大規模崩壊が起こり得るとすれば、施工に重大な瑕疵があることが想定されますので、そのときは瑕疵担保条項に基づき、町が補償をいたします。

次に、給食費の徴収方法については、教育長が答弁をいたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） それでは、給食費の徴収方法についてお答えいたします。

現在、各学園では、子供たちが持ってきた給食費を事務職員が取りまとめ、それを銀行に納入する、納めるという形で行ってございます。

教育委員会では、これまで他市町村とかあるいは近隣の市町村から徴収方法について聞き取りを行い、確実に納めていただく、それから納めやすい方法を探っております。

また、さきの国の地方教育審議会の中間のまとめ案にも、学校以外が担うべき業務の1つに給食費などの学校徴収金の徴収管理が挙げられております。今後につきましては、口座振替への移行を進めております。ただ、会計システムの構築等もあり、実際の移行は31年度からということで進めております。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。下村義則君。

○2番（下村義則君） それでは、公用車へのドライブレコーダー搭載について質問いたします。

職員の運転マナー向上のために、公用車の更新時に導入を検討すると答弁がありました。スクールバス全車へ搭載したことは、安全上、大変よかったと思います。

少しだけ私が心配しているのは、町長が乗る公用車や、自家用車にも早急に登載したほうが良いと考えます。というのは、現在、町長は東京など遠い場所への出張を除いては、町内外に会議などで出かける場合、公用車以外、自家用車を使用し出かけているところを何度か見かけました。

私は、町長の体が心配でございます。専属の運転手をつけて、移動中は各資料などに目を通し、町のために働いてほしいと考えますが、それが町民のためにもなると思います。ぜひ補正なり、来年度の予算に入れてほしいと考えますが、当局のお考えを伺います。最初に、財政課長のほうからよろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 下村議員の御質問にお答えいたします。

現在、当町には運転業務を主とする、通称というか、運転手はおりません。これは、他市町村でも、実は今のそういった技術職、運転手の採用を控えていたり、それから近隣市町村でも運転手としての主として業務をやっている職員がいない市町村も実はございます。

それで、確かに町長の出張の際ですね、どうしても出張の内容や、それから場所、それから時間帯等によっては、公用車の確保や、それから運転する職員の確保等、ちょっと調整できないことがございまして、ごくまれにというかですね、町長に自家用車で出張をお願いする場合もございます。ただ、可能な限り、職員が運転をして、町長の送迎をするようにはしております。

ですので、今後につきましても、なるべく専用の運転手を採用するということは、昨今の財政状況上、非常に厳しいものですから、なるべくですね、先ほど下村議員のおっしゃるとおりです。

運転、交通安全の状況やら、それから町長の健康管理や次の業務に関する状況等を考えますと、やはり、町長には公用車で誰か運転する職員がつくようにはさせるように、今後も善処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 財政課長、それにプラスして、ドライブレコーダーをどうしますかという質問です。

○財政課長（岡本克美君） ドライブレコーダーに関しましては、町長専用車が今ございませんので、町長も、臨機応変に、今、車をですね、あいている車を使っているような状況でございます。



以前であれば町長専用車ございましたが、被災後、町長にもですね、申しわけございませんが我慢していただきまして、いろんな車に乗っているものですから、なるべく新車購入時に、今は検討したいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 下村議員には、大変ありがとうございます、私の体のことも考えていただきまして。

私も運転については、十分気をつけなければならないと思っていました。

今、震災時で多くの職員が大変な状況の中でということで、なるべく出かけていっても、1時間の会議にですね、往復6時間、7時間もかかるような状況でありまして、その間には職員にはぜひ仕事をしてほしいという思いで、なるべく一緒に行かなければならない会議以外は、私は自分で運転ということになりますので、十分に自分が気をつけなきゃならないと思いますが、今後におきましても、やはり激務の中での町長業務ですので、きちんとその辺については、これからの中で、復興が道半ばでありますけれども、将来を見据えた形の考え方をしっかりと示していきたいと思っております。

また、私の自家用車での運転という部分につきましては、しっかりと自分もドライブレコーダーをつけて、しっかりとドライブレコーダーを買いましてですね、やはり、何かあった場合のですね、そのためには必要だと思いますので、それは自分で購入していきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） なるべく今現在ドライブレコーダーがついた車をなるべく町長が乗る公用車にするように、何とか努力してほしいと考えます。

ここで、本当に復旧・復興道半ばの中で、町長に倒れられますと、本当に大変でございます。よろしく願いいたします。

次に、防災・減災から再質問をいたします。

1点目は、国庫補助の残り1工区についても10月に施工業者が決定し、工事に着手したところということです。国の小規模災害補助事業に被害のあった事業者や個人などに、復旧工事の進捗状況を早目に連絡しながら進めてほしいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今の下村議員の御質問でございますが、先ほど町長答弁にありましたとおり、国の大

きな、大規模の災害復旧に関しましては、10月25日に契約を締結したところであります。

あと国の補助対象になっております残りの小規模の災害につきましては、9月の議会でお答えしたとおり、1カ所に関しては完了しておりますが、残りの箇所につきましては、先ほどの大規模のほうの復旧の工事が終わらない以上は、付随する工事でありますので、それらの本體工事のほうは完了次第、順次着手をしていくということでもあります。

あと県単の補助の部分につきましては、既に県のほうでの募集、申請期限が完了しているところでありますが、実際にこれの制度を活用した復旧に関しては、5カ所の部分は完了しております。残りの部分に関しましては、自力の復旧ということの報告を受けております。

以上です。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） よろしく申し上げます。

次に、浪板地区の漁集内の雨水排水工事について、工事が実施される来年の1月ごろまでに、そこで生活されている方が滑って転んでけがをしないよう、砂や融雪剤などの準備をお願いしたいと思います。

また、街灯の設置については、復興庁との交付金協議に時間がかかり、予算計上が2号補正になったため、設置までの時間がかかったとの答弁がありました。私は、一般質問などでもいつも言っているように、時間がかかるのは場合によって仕方ありませんが、役場と町民、役場と議会、キャッチボールが必要、すなわちハウレンソウが大事ですよと常に言っています。町民だけからの一方通行にならないようにと考えますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） まず災害公営住宅敷地内の工事に当たりましては、議員おっしゃるとおり、住民の安全のために砂とか融雪剤のほうを準備して、対応させていただきたいというふうに考えております。このことについてお答えいたします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 街灯についてでございますけれども、昨年来からですね、街灯の設置というのは言われまして、その中で復興庁との時間を要したというのは、当初、これは事業のテクニカルな問題ですが、効果促進事業で要求していたんですが、国のほうではこれは基幹事業であるということで、基幹事業での施工となったと。そういう中

では、防集事業とか区画整理事業は事業進捗中でしたので、そういった事業内の中での、事業間の流用の中でそういったものは施工できたんですが、漁集については浪板地域1カ所だったので、この部分については改めていろいろ復興庁との協議があったと。さらにこれを調ったところで9月の補正ということで議会に上げさせていただいて、改めて浪板の街灯をやるということでございます。

その施工時期というのは、はじめから言っていたわけではないので、ほかの防集区画には確かに遅れたんですけども、その理由の説明が必要だったのであれば、説明……。ただ、一応、そういった形で議会に出してその部分の予算を計上して、初めてこの部分を審議していただいたというような経緯でございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） いずれ役場のほうで大体の内容がわかると思うので、そういうのがわかったら、すぐというか、住民の方なり私なりに言ってもらえれば、私のほうから伝えてもいいので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、復興局長にお伺いいたします。

9月の一般質問の中で、「想定しがたい」についての答弁が……。今回の質問の中で「想定しがたい」の答弁がありませんでしたので、もう一度お伺いします。

「想定しがたい」とは、100%崩壊しないとは言えないが、万に一、崩壊することもあるということでしょうか。それとも、基本的に工事をやり直すことは、困難だと、承服してしかねると受け取ったらいいのですか。また別の意味ですか。伺います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 非常に説明不足で、こういうちぐはぐな質問というか、問答になってしまったのは、申しわけなかったと思います。

まず基本的に、今言ったようにのり面というのは、切り土と盛り土がございまして、切り土のり面というのはいわゆる大規模崩壊が起こります。

ただ、この盛り土のり面が、そういった、盛り土のり面というのはきちんとですね、安定した勾配、例えばその普通の道路で言えば1メートル50行って1メートル上がる。堤防であれば、河川の水が来ても掘られないような2メートル行って1メートル上がる。今回は、この1メートル80行って、1メートル上がるというような安定した勾配で設計されていまして、なおかつ30センチごとに転圧をして、どんどん上がっていくと。さらに切って再荷重ということで、さらに盛って落ち着かせているという中においては、盛

り土のり面が大雨で崩れるという事例はございません。表面が崩れることがあっても、あるいは何かで盛り土のり面の中に、今言ったようなみずみちみたいなものが形成された場合はあり得ますけども、そういったことはないよう丁寧に施工していますので、これが崩れることはありません。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） とは言いつつ、その漁集団地で生活されている方は、のり面がぼこぼこぼこってなっていますよね。あそこだけでも、やっぱり住んでいる人たちは直してほしいと。やっぱりあのぼこぼこを見ると不安だと言っています。

雨水排水工事については、11月21日に住民説明会をしていただきました。のり面のことについて、そこに住んでいる住民の方々と話し合いを持ちましたか、伺います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） いずれそののり面は、今言ったようにのり面保護工ということで植栽で終わります。不安を持たれているということですが、今言ったように、全く想定されることではないので説明するつもりはございません。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 今、復興局長は、住民と話を持つ必要はないと言われました。町長はこれに関してどうお考えですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 局長が今話したとおりですね、説明もないだろうということをお話しましたけれども、下村議員も含めて地域の方々がそういうことに対しての要望があれば、きちんと私のほうから話をして、方向性については決めていきたいとは思っています。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 地域から要望があれば、町長は説明をするということでもいいですね。

復興局長は、9月の答弁で、今そののり面部分について、どういう形でやったらいいかということをお内部で検討しています、と答弁しましたが、あれから3カ月たちました。そのプロセスと結論について、時系列で詳しく教えてもらえませんか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） まず今回ののり面崩壊、のり面崩壊というか、のり面を水が走ったということで植栽が流されたわけですけども、これについては今言ったようにき

ちんとした、あの時も答弁したと思いますが、載荷盛土までしてきちっと盛り土した結果、地盤面がかたくて水の浸透がないと。

逆に言えば、今言ったような崩壊が起きないような形になったがゆえに、表面の水が流れているということで、住宅課とそれはいろいろ協議しまして、今言ったように、住宅の中から流れているようなのり面の部分は、今言った排水を使ってですね、のり面の側溝部分に流してやるということで、今回この工事をするということで説明会をしました。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 今私が聞いているのは、のり面について、局長は今そういうことを内部で検討していますと答弁しましたが、そういう会議等を、いつ持って、どういう結論に達したかということです。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 月日は別ですけども、何度か住宅課内で協議して、今言ったような結論を出しております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 最後に、施工に重大な瑕疵がある場合、担保条項に基づき町が補償いたしますというような答弁をいただきました。ことし8月ごろからあそこに住民の方が生活されていますが、この補償期間というのは、何年ぐらいなんですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 重大な瑕疵という場合は10年となっております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） わかりました。

それでは、次に、教育のほうから何点かお伺いいたします。

9月時点で、給食費の未納分がありましたが、その分はどうなりましたか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 1世帯という話をしたと思いますが、そこは納めていただくよう、今、声をかけているところです。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） よろしくお伺いいたします。

次に、学校給食について、大きな問題になったのが、横浜の小学校でデリバリー式の

給食のため、冷たいとか異物が混入しているなどの問題が取り上げられ、なかなか委託業者が見つからない状況とされています。また、先月にも盛岡の中学校で選択制給食が、人手不足が原因で民間会社が受託を断念したという報道がありました。

少し古い統計になりますが、日本の公立中学校の給食の実施状況は、全国平均で80.9%です。実施率の高い都道府県のベスト3は、1位が富山県と愛知県で100%、2位は埼玉県と熊本県の99.5%、3位は沖縄県の99.4%です。また、ワースト3については、1位が大阪府の7.7%、2位は神奈川県16.2%、3位は三重県の48.8%であります。ちなみに、岩手県は192校中154校で給食を実施していきまして、80.2%になっています。

そこで、次の2点について伺います。

当町では、給食センターで調理し、各学園に配送していますが、何か問題などはありませんかと再質問をする予定でございました。そしたら、先週12月8日の第4回定例会後の全協で、大槌学園の9年生の1クラスの給食の中に、約1ミリのアブラムシが混入していたと報告がありました。原因は、納品された白菜にその虫が付着していたとのことでした。

そこで、次のことについて伺います。

異物の混入があった場合、岩手県による保健所への報告の基準は、金属類や衛生害虫のハエなど、混入物が危険である場合などとされていますが、県への報告義務のレベルではなかったにもかかわらず、保健所に連絡を入れ、洗浄方法などを確認していただいたことは大変よかったと思います。

我々の小さいときと違って、今の時代は食べ物などにも敏感になっている時代です。健康上問題がなくても、本人が不快と思えばだめな時代なんです。

2005年に成立した食育基本法においても、生きるための基本的な食に関する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるとしています。

それで、異物の入っていた生徒のケアと生徒間の指導をお願いしたいと思います。

今後、二度とこのようなことが起きないように、納品物のチェック、念入りの洗浄、流水洗浄、洗浄後の目視による最終チェックを徹底してほしいと思います。

これ以外に、教育委員会から何かあれば伺います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 先日の全協でも話していなかった、これはいい報告なんです

けれども、センターが清潔に保たれているかということを毎月検査が入っております。その検査員の報告では、この大槌の給食センターは一、二を争うぐらいですね、大変すばらしい優秀な環境を保っているという報告がありましたので、つけ加えさせていただきます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 次に、2013年の調査で、学校給食から発生する食品ロスが、小中学校1人当たり年間17.2キロの食品が廃棄されているそうです。そこで、当町の年間1人当たりの残食があるのか、お伺いします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 残食率についてお答えいたします。

全国の平均、これは平成25年の環境省のデータですけれども、6.9%の残食率と。それに対して大槌はどうかといいますと、今年度、12月8日現在で6.6%となっております。これは年々少しずつ減少しております。

以上です。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） ありがとうございます。

長時間労働が深刻な教諭の働き方改革を議論している中教審の特別部会が、具体的な盛り込んだ緊急提言をまとめ、国や教育委員会などに実施を求める方針を打ち出しました。給食費の徴収もそうですが、また、学校現場への情報通信技術やタイムカードの導入も柱になっていて、学校現場の意識改革につなげるのが狙いと言われております。

昨年の全国の調査によると、タイムカードなどで教員の出退勤時間を管理している小中学校は2割にとどまっております。

○議長（小松則明君） 下村議員、質問の中身が少々ずれてきましたけども、それを修正していただきたい。下村義則君。

○2番（下村義則君） これは、教育長の頭の中にある範囲と思って、私は質問しています。よろしいですか。

○議長（小松則明君） 給食費についての質問と教育現場の先生の超過勤務のことは、ちょっとつながりを持っていないと私は思いますけども、その部分に対して、少し変化をつけてお願いします。下村義則君。

○2番（下村義則君） これについては、後日、課長に聞きます。

では次に、最後になりますが、先週12月7日に文部科学省は、学校と地域が連携して児童生徒の学びを支える地域の学校協働活動の模範となる団体を全国で150団体表彰しました。本県からは3団体が選ばれ、その3団体の中に、小中一貫教育の柱を置くふるさと科を通じ地場産業への理解促進や防災教育などを展開しているとして大槌町教育委員会地域学校協働本部が選ばれました。まことにおめでとうございました。

これで本当に最後になります。

また、平成30年11月9日と10日に当町で開催される第13回小中一貫教育全国サミット in おおつちを教育長リーダーのもと、当局、議会、教職員、地域が一体となり、震災復興の大槌の姿や大槌のすばらしさを全国に発信し、また、支援の感謝を伝えることを約束し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 下村義則君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

あす13日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散 会 午前11時59分